

（午後2時5分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番11、3番 南出君。

〔3番（南出昌彦君）登壇〕

○3番（南出昌彦君）皆さん、こんにちは。

先ほどの2番議員のお話、農業関係、興味深く聞いとったんですけど、私、今年、米、キヌヒカリというのからきぬむすめというのに品種を変えまして作っております。

今年は何か知らんけどズメがあんまり来ないなというふうに思っていて、収量的にはちょっと期待しております。味のほうはちょっと食べてみなまだ分からへんですけど、皆さんに食べていただいたらいいんですけど、その辺は食レポで次回また報告させていただきたいと思います。

それでは、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い、質問をさせていただきます。

一つ目。橋本市における地球温暖化対策について。

世界中で、地球温暖化が原因と見られる気候変動により多くの災害が発生しています。本市においても、いつ市民の生命、財産を脅かす災害が起こっても不思議ではない状況であると言えます。

そのため、市では、気候が既に異常な状況であるとの危機感を市民の皆さんと共有し、地球温暖化対策に取り組む決意として、令和4年3月10日に橋本市気候非常事態宣言を表明しました。地球温暖化対策についてお伺いします。

一つ。地球温暖化対策は次世代を生きたく子どもや孫たちのためにも最重点項目であ

ります。平成25年度から29年度の5年間を計画期間とした第2期地球温暖化防止実行計画の終了後、地球温暖化防止に向けてどのような取組を行っているのかをお伺いします。

二つ目。地球温暖化対策として設定している目標及び実績について、どのような進捗状況か、お伺いします。

三つ目。地球温暖化の問題について、環境教育はどのように行われているのか、お伺いします。

それから、大きな二つ目。公園の適正配置と持続可能な公園管理の在り方について。

公園は人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など、多様な機能を有する都市の根幹的な施設です。本市における公園の適正配置及び管理についてお伺いいたします。

一つ。橋本市における公園の現状と課題についてお伺いします。

二つ目。橋本市における公園の適正配置の考え方についてお伺いします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（小林 弘君）3番 南出君の質問項目1、橋本市における地球温暖化対策に対する答弁を求めます。

水道環境部長。

〔水道環境部長（下楠朋之君）登壇〕

○水道環境部長（下楠朋之君）橋本市における地球温暖化対策についてお答えします。

まず、一点目の、地球温暖化防止に向けた取組について、幾つかの例を挙げますと、現在、市内12か所の公共施設に太陽光発電設備

を設置し、再生可能エネルギーを導入しています。今後新設する公共建築物についても、太陽光発電設備を原則設置する方針です。

市の公用車については、既存車両の更新時に電気自動車の導入を検討し、現在4台を配備しています。また、ごみの焼却に伴う温室効果ガス削減のため、衛生自治会と連携し、ごみの減量、資源化に向け、生ごみの堆肥化を市民の皆さまに啓発し協力いただくとともに、陶磁器リサイクル市や服のリユース市開催にも取り組んでいます。

なお、今年度の取組として、市役所庁舎と教育文化会館の全ての照明のLED化を予定し、さらなる温室効果ガスの削減に努めます。

二点目の地球温暖化対策として設定している目標及び実績についての進捗状況ですが、第2期地球温暖化防止実行計画では平成23年度の温室効果ガス総排出量3,759 t-CO₂を基準として平成29年度までに5%の削減目標としていましたが、実績は4,152 t-CO₂となり、削減目標を達成することができていません。

この温室効果ガス排出量は、電気やガス、ガソリンなどの使用量から算出しますが、未達成の要因として、平成25年1月に開館した保健福祉センターを目標設定時点の数値に考慮しておらず、電気使用量などが増加したためと考えられます。また、令和3年度の実績は4,668 t-CO₂となっており、平成29年度と比較して増加している要因は、令和2年度から市内小・中学校の空調が稼働し、電気使用量が大幅に増加していることが考えられます。

現在、地球温暖化防止実行計画の事務事業編の改定に向け、新たな目標値の設定について検討しているところです。

○議長（小林 弘君）教育長。

〔教育長（今田 実君）登壇〕

○教育長（今田 実君）次に、三点目の、地球温暖化の問題について、環境教育はどのように行われているかについてお答えします。

学校では子どもたちが環境問題について興味・関心が持てるように、まず身近な問題から取り上げ、小学校4年生の社会科ではごみ処理の問題や暮らしを支える水の大切さを学習します。5年生では森林の重要な役割、6年生では視野を広げ、温暖化や砂漠化等の地球環境問題について学習します。

子どもたちは調査や体験、関係する施設の見学等で気になったことや疑問に思ったことを話し合い、課題を解決していきます。さらに、新たな問いを見だし、学習が発展する場合は総合的な学習の時間や他の教科等と関連づけながら、探究的な学習を進めていくこととなります。発達段階に応じて、それが地域的な広がりを持つようになっていることや地球規模の問題につながっていることを理解します。

中学校でも、社会科と理科や総合的な学習の時間を関連づけて人間の活動と自然環境について学習し、循環型社会の必要性や持続可能な社会をつくるためにはどのようなことができるかを学習します。

このように、学校における環境教育は、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等の中で、それぞれの特性に応じ、また、相互に関連させながら、学校の教育活動全体の中で実施します。

環境教育の狙いは持続可能な社会づくりに貢献する人材の育成です。今後もESD、持続可能な開発のための教育の視点に立ち、家庭や地域社会と連携した環境教育を推進していきます。

○議長（小林 弘君）3番 南出君、再質問ありますか。

3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ご答弁ありがとうございます。今日も外は暑いというふうに思いますけど、中で若干涼しいところで質問させていただいております。

そんな中でなんですけども、私この質問をしようかなと思ったときは、平成29年度末、第2期地球温暖化防止実行計画が終わった後、また何か防止の実行計画があるのかなと思ひまして、ちょっとやる気になって質問をしようかなと思ったんですけど、その後、何か計画がないということが分かりましたので、この質問は短時間で終わりたいと思います。

それで、20世紀末頃というんですか、1986年から2005年までと比べて、有効な温暖化対策を取らなかった場合は、21世紀末、2081年から2100年の世界の平均気温は、皆さんご存じだと思いますけども、2.6℃から4.8℃上昇すると。厳しい温暖化対策を取った場合でも0.3℃から1.7℃上昇する可能性が高くなりますよというふうに言われております。ちょっとびっくりしたのが、さらに、平均の海面水位は最大82cm上昇する可能性が高いというふうに予測されているようです。

また、現在以上の温暖化対策を取らなかった場合は、最高気温が30度以上となる真夏日の日数はさらに増加すると。今日も暑いんですけども、東京の現在の真夏日は平均で年間約46日のようです。それが21世紀末には年間約103日、1年の3割近くが真夏日となって、毎日暑い暑いというふうな状況になるとのことです。

実行計画は現在ないということですけども、やはり橋本市では行政が先頭に立って、まちを挙げてこのことについて考えて、取り組む必要があるのかなと思います。今現在、検討中ということですけども、早急に取り組む必要があると思いますけど、どのように考えているかお伺いします。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）議員おただしのように、市の姿勢を見せるという意味でも実行計画事務事業編の早急な制定のほうを私どものほうも考えておひまして、本年度年度内に実行計画事務事業編、新たなものを皆さま方にお示しできるように、今、作業を進めているところでございます。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ありがとうございます。

持続可能な世界を築くためにということで、地球を守るということで頑張らなあかんのかなというふうに思いますけども、市役所の玄関前の駐車場にもSDGsの看板があるかなというふうに思います。目標13というところに気候変動に具体的な対策をということでSDGsでは掲げておひますが、これSDGs宣言以降、何か新たな計画って立てられたんでしょうか。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）SDGsにつきましては、市のほうでSDGsに本格的に取り組んでいくということにつきましては、昨年度からですか、大きくSDGsというものに対して積極的に取り組んでいくという形でかじを切りまして、その中で幾つかのそういったSDGs関連の取組等については進めているところでありますけれども、大きな計画ということに関しましては、今のところ、去年からですので、つくられてはいないと、制定されてはいないと、私のほうでは把握しております。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）なかなかあれかなと思いますけど、もう一個だけ聞かせてください。今年3月、橋本市気候非常事態宣言を表明しました。これ表明して何か取組計画、実行していることはありますでしょうか。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）今年の3月、気候非常事態宣言を表明いたしました。議会共々という形で、共同宣言という形で表明させていただきました。

その中で今のところ、気候非常事態宣言を具体化する具体的な計画というものは新たに今ありませんけれども、各項目の中でご説明させていただきたいと思っておりますけれども、こういったことを計画していると、考えているということをちょっと述べさせていただきたいと思っております。

まず、1番の「気候が危機的状況にあることを市民、事業者、市などが共通の認識とするため、情報提供や普及啓発に努めます」という項目につきましては、市民の皆さまが各家庭で取り組める対策を周知できるような、そういった市民向けの広報資材、リーフレットというようなものを作成など検討しております。今後の普及啓発に使っていきたく、そのように考えております。

それから、2番の「森林保全に努め、豊かな自然環境を未来へつないでいきます」という項目につきましては、本市の森林面積の大半を占めるのは民有林、私有林でありまして、所有者の意向等も把握する必要があることから、森林環境譲与税等を活用しまして、健全で公益的機能の高い森林の整備を進めていきたいと考えております。

それから、3番の「循環型社会構築のため、ごみの減量化、資源化などの取組を一層進めてまいります」という項目につきましては、これは以前からも取り組んでいるところではございますけれども、ごみの減量化に向けた生ごみ堆肥化の啓発、あるいは、食べ残しをなくしていくという食品ロス削減の啓発、それから、ごみの分別推進によるリサイクルの推進等、そういったリユース関係のイベン

ト等の推進、開催等にも取り組んでまいります。

それから、「省エネを推進し、再生可能エネルギーの導入を促進します」という項目につきましては、市内の公共施設に太陽光発電設備を導入したり、公用車のEV車導入等を可能な限り行ってまいります。既存の施設や公用車につきましては今後も引き続き導入の検討を行いますし、新設する公共設備につきましては、壇上で答弁させていただきましたとおり、太陽光発電設備を原則設置する方針であります。

こういったことにつきまして、今後、市民の皆さま、それから事業者の皆さまのご協力等も頂きながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ありがとうございます。具体的にいろいろ考えていただいているようですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、平成29年度以降、具体的な計画等は立てていないということですので、ひょっとしたら平成30年度以降、あまり地球温暖化対策は具体的にあんまり進んでいない可能性もあると思っております。そういう意味では、第3期の温暖化対策の実行計画になるのかなと思うんですけど、やっぱり早急に計画を立てていただいて、行政が一事業者としての目標だけでなく、まちを挙げての共通の認識を持った実行計画を立ち上げて、市民みんなと一緒に取り組むというふうにしていただきたいと思っておりますけれども、その点いかがですか。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）もちろん気持ちのほうは、先ほども申し上げましたとおり、住民の皆さま、それから事業者の皆さま、橋本市を形成している多くのステークホルダーの皆さま方と協力しながら、地球温暖化対策

というものに取り組んでいくつもりではございます。

ただし、今現在策定しております地球温暖化対策実行計画事務事業編というのは、橋本市役所の事業、橋本市役所がやっている事業についての個別の計画ということになりますので、そちらのほうにつきましては、使うデータ等につきましては、市役所内で消費する燃料であるとかそういったものの数字になってまいります。

これをもちまして市役所のほうが先頭に立って地球温暖化対策に取り組んでいくという姿勢を見せていくというのが、今現在策定しております地球温暖化対策実行計画の事務事業編の内容になります。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）市だけの目標じゃなくて地球規模の最重要事項なので、やっぱりまちを挙げてということ言えば、行政が先頭に立って、橋本市という自治体の目標を掲げて取り組む必要があるのかなというふうに思いますけども、その点いかがですか。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）議員おたのしみでございますけれども、橋本市には橋本市環境基本計画というものもございます。こちらのほうの見直しというのもまた必要になってきますので、そういった部分であるとか、あるいは市の総合計画であるとか、そういったところにも地球温暖化防止に関する事項というのを積極的に取り入れて、啓発であるとかそういったものに使ってまいりたいと考えております。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ありがとうございます。

先ほど答弁いただきましたけども、市民、事業者向けのマニュアルが必要じゃないかということで、事前の打合せで言わせていただ

きました。家庭での省エネ実践の勧めみたいなもの、また、家庭でできる地球温暖化対策のようなものを作成して、取りあえずは先に市民の方々に周知、啓発するということをお願いしたいと思います。

未来を担う子どもたちに、よりよい地球というか橋本市をバトンタッチするために、まちを挙げて、行政が先頭に立って取り組んでいただきたいというふうをお願いしまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、公園の適正配置と持続可能な公園管理の在り方に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（西前克彦君）登壇〕

○建設部長（西前克彦君）公園の適正配置と持続可能な公園管理の在り方についてお答えします。

一点目の、橋本市における公園の現状と課題についてですが、本市においては、都市公園が56か所、約93ha、ちびっこ広場が43か所、約2ha、やすらぎ広場とせせらぎ広場が9か所、約2ha、その他の公園として21か所、約2haあり、一人当たりの公園面積は約16㎡で、都市公園法施行令第1条の2で求められる住民一人当たりの敷地面積10㎡を上回っています。

これらの公園は設置後30年を超えるものが約60%あり、20年を超えるものとなると約85%あります。現状においても老朽化した施設の維持管理が課題となっています。

今後、老朽化はさらに進むことが確実ですが、財源の確保などを行いながら、現状の施設をより安全に安心して利用していただくため、適切に維持管理していきたいと考えています。

次に、二点目の、公園の適正配置の考え方ですが、都市公園法施行令及び都市公園運用

指針では、都市公園の種別ごとにその特質に応じて平均的に分布するよう整備し、住民全てが同じような条件で公園を利用できるようにするとともに、災害においては防災活動拠点としての機能に配慮して配置、規模を定めることが望ましいとされています。

今後につきましては、人口減少、少子高齢化など地域の将来動向を見据えて公園の必要性を評価し、公園の配置を見直す等の検討を加え、より多くの方々が利用できる公園となるよう、公園事業を進めたいと考えています。

○議長（小林 弘君）3番 南出君、再質問ありますか。

3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）答弁、ありがとうございました。人口減少が進む中で、やっぱり自治体の財政面、なかなか制約があるかと思えます。公園管理者、これは市のことですが、老朽化する公園施設等々を適切に整備、更新していく必要があるのかなと思えます。

市の制度で指定管理の制度もありますけども、Park-PFIという制度もございます。これは都市公園法の中で新しく創設された公募設置管理制度のことを言います。この制度は、市が設置する都市公園内で飲食店とか売店等の公園施設と広場や遊具等の設置管理を行う民間事業者を公募により選定することで、都市公園の利便、魅力の向上を図ることができる制度です。

これによって民間資金を活用することで、公園整備、管理に係る財政負担の軽減につながるということも期待できます。ですので、なかなか維持管理に費用がかかっている現状もありますけども、こういうふうな制度も活用して、創意工夫していただいて、経費の削減につなげていただきたいというふうに思います。

そこで、質問します。

公園は市民のレクリエーション、コミュニティの場であり、人々の心を和ます木や花などの自然を育てる場所でもあります。また、大きな地震などの災害が起きた場合は避難する場所にもなり、人々の生活の中でかけがえのない重要な施設であると言えます。

一般的に公園・緑地の役割というのは、レクリエーション機能としての利用効果、また、都市環境保全機能とか防災機能とかいった存在効果、それからストック効果というふうなそれぞれの効果があります。

ストック効果というのは防災、環境維持、健康・レクリエーション、景観、子育て・教育、コミュニティ、観光振興、経済活性化というふうな効果を指します。

あえてこれらの効果、詳しい説明はしませんが、公園はまちづくりにおいて重要な公共施設であると認識はされているか、お伺いしたいと思います。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）公園が重要な公共施設であるかと認識されているかということですが、公園、緑地、広場は単なる遊び場ではなく様々な機能を有しており、良好な住環境を形成し、文化的な生活を送るために重要な公共施設と考えております。

議員ご指摘のとおり、役割としては、存在効果として環境保全、景観の形成など、利用効果としてはスポーツ、レクリエーション、安らぎなど、ストック効果として子育て、コミュニティの形成、観光など様々な機能が存在していると考えております。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ありがとうございました。

そこですけども、本市には都市公園の条例というのはあるんですけども、各自治体においては、多くの自治体が公園の最適化計画というふうなものを策定されて公園管理に

努めております。

内容的には、今現状、それから改修の目安、また、機能の方向性であるとかということを検討して、スケジュールに沿って進めていくというふうなものであります。本市については、この最適化計画というものはあるのでしょうか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）現在、最適化計画は存在しておりません。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ありがとうございます。

重要な施設であるという認識を立てていただいておりますので、やはりこのような最適化計画というのも一度検討していただきたいというふうに思います。

そして、本市の都市公園ですけれども、意外と緑が少ないのかなというふうに思います。先ほど一人当たりの公園の面積が16㎡という答弁を頂きましたけれども、一応、都市公園法で定められている一人当たりの㎡というのは10㎡以上なくてはならないということですが、16㎡というのは、ちびっ子広場とかやすらぎ広場、せせらぎ広場を含めた中での数字だと思います。ですので、正確に言いますと、橋本市は都市公園法という公園面積というのは15.38㎡ということになります。

そこで、全国の一人当たりの都市公園面積、これ令和元年度の実績で言いますと10.7㎡。年度が替わりますけれども、人口規模10万人未満の都市規模別の公園面積、令和3年度を見てみますと16.07㎡です。この数字を見てみますと、橋本市はだいたい平均並みかなというふうに思います。ひょっとしたら平均よりちょっと少ないかなというふうに思います。

そんなところですが、その中で意外と緑が少ないということなんですけれども、なぜ緑が少ないのかなということを考えてみます

と、例えば向副の緑地で言いますと紀の川グラウンドですよね。普通、これ都市公園の種類でいきますと都市緑地という分類になります。

都市緑地といったらもうほんまに緑いっぱいのところを都市緑地というんですけども、紀の川グラウンドを見てみますと、あんまり木は生えていないような気がします。

自治体によっては、都市緑地は緑化率80%以上というふうに設定しているところもありますけれども、そういう意味では、橋本市における都市緑地等につきましては、高野口の第一緑地、また、若もの広場等も都市緑地に分類されております。

そういう意味では、北や南の山を見てみますと緑が豊富で、自然豊かなまちやなというふうには思いますけれども、ただ、そこで生活している市民の間近なところで言いますと、本当に緑が少ないというふうなことが現状かなというふうに思いますけれども、どのように認識されているか、お伺いいたします。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）長期総合計画で、市民アンケートでも、隠れた資源を生かす項目として、「緑豊かで美しい景観や環境」というところが53.3%と一番高くなっております。市内の多くの場所から眺望できる良好な景観を生み出している市の北部と南部にある緑の森林保全ゾーンともしてあります。

また、紀の川沿いにある、今、議員おただしの向副緑地であったり、紀ノ川高野口第一緑地、若もの広場といったところは、都市公園法上での都市緑地として、自然的環境の保全並びに改善、景観向上を図るための施設として位置づけられております。

これらの施設は紀の川の堤防内に存在することから様々な制約が課されていますが、自然に囲まれ、雄大な紀の川や緑豊かな山並み

を眺望できて、良好な景観が得られることから、都市緑地として位置づけられております。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ありがとうございます。

もう一点、都市公園法では運動施設は重要な公園施設であることには間違いありませんけれども、その運動施設率ということで、運動施設の敷地面積が全体の公園面積に対する割合値の100分の50を超えてはならないというふうに決められております。ところが、橋本市の公園を見てみますと、結構この100分の50を超えているような、運動施設を兼ねた公園もあるのかなというふうに思います。

公園というのはやっぱり一般公衆の自由な利用に寄与されるべき公共施設であって、一般の人が自由に休息したり散歩したり利用できるオープンスペースを確保する必要があるかと思えます。本来、そういうオープンスペースのウエートが結果的に少ないんじゃないかなというふうに思いますが、どのように意識されておりますか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）公園の利用目的は運動だけでなく、休息や観賞、散歩など多様な目的があり、オープンスペースを活用することは大変重要なことと考えております。

利用目的に応じて、効率的にオープンスペースの活用などを行って、維持管理を充実させ、休息、散歩など多様な利用ができる公園として考えていきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ありがとうございます。

もう一つ都市公園の担うべき新たな役割というところで、一つ質問させていただきます。やはり地方創生、人口減少の克服というところでの役割というのがあるのかなと思えます。

定住・移住をされる一つの選択肢の中で、ママたちが子育てする環境として最も重視し

たいのはという問いかけに対して、アンケートの中で一番多いのが公園です。緑が豊富な広い公園で子どもを伸び伸びと遊ばせてあげたいとか、街路樹もあつたらうれしいとか、広々とした公園があつて地域のイベントがたくさんあるまちに住みたい、また、大小様々な公園がある場所、子育てに公園は必須なので、また、公園や子どもたちの遊ぶ場所がないまちは子育てしにくい、また、反対に、公園がないようなまちには住みたくないというふうな意見が多く出ております。

やはり子どもが遊ぶということは、純粋に楽しさを追求する活動であると同時に、体を動かす、友達と関わるなどの体験を通じて体や社会性の発達を促すという重要な意味を持つと思えます。

そういう意味では地方創生という都市公園が担うべき役割というのも重要なことというふうに思いますが、この辺、子どもの成長、発達という面で、教育長、何かコメントがあればお願いしたいと思います。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）今、新型コロナウイルスの感染症が広がっています。なかなか、子どもたちの精神的な健康の面から、十分運動したり遊んだりするというのがしにくい状況にあります。本来、小さい子どもたちというのは群れて遊ぶ中でいろんなことを学んでいきます。そういった面からしても、住んでいる場所の近くに、本当に子どもたちが自由に遊べる場所、制約なしに遊べる場所というのがあれば、本当に子どもにとっていい場所になると思います。

そういったことから、年齢に応じた形で、お母さんと子ども、子ども同士、そして、子どもと違う世代の子ども、いろんなパターンで遊べるような場所があるということは、本当に子どもにとって、また、その地域のコミ

ユニティにとっても大事なことかなと、そんなふうに考えます。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ありがとうございます。

単なる公園でありますけども、やはり重要な公共施設であるということが言えるのであるのかなというふうに思います。

公園は老若男女全ての市民にとって、接近容易性、本当に行きやすい都市公園配置であること、また、都市の空間構造で街区形態、いわゆる都市の構造と整合性を持った合理的な配置であること、この二点が重要かなというふうに思います。そういう意味で、本市はどの地域も身近な場所に都市公園が適正に配置されているのかというふうなところ、ここが一番、今日は私が言いたかったところです。

公園のないようなエリアを公園空白地域と言います。私、橋本市全域、隅から隅まで分かりませんが、ざっと見てみますと、やっぱりどの地域も公園空白地域があるんじゃないかなと思います。

その中で、先ほど言いました一人当たりの公園面積等を見てみましても、隅田地域であるとか恋野地域であるとか山田地域が非常に面積が低いというようなこと、また、一か所当たりで遊べる子どもたち。子どもだけと違います、高齢者の方もいると思います。市民の方が1か所の公園で何人の方が利用できるんよと考えた場合、公園が少ないことでたくさんの方が、結局、公園が少ないという意味では、学文路地域であるとか隅田、山田地域、こういう地域がやっぱり公園数が足りないというふうな結果が数字からも出ております。

そういう意味からいっても、やはり適正配置というふうなところを考えていかなければならないのかなと思います。この辺をどのように考えておられるか、ご答弁お願いします。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）公園の適正配置というところですが、本市の公園整備においては、都市計画決定された公園について計画的に整備を行ってきたものや、社会のニーズなどに応じて整備した公園や、大規模な宅地の開発の動向に応じて設置された公園、大まかにそのような形で分類されるのかなと思います。

その都度整備されてきたことによって、開発地が多く存在している地域とそうでない地域では公園の数に差が生じているのは現実でございます。開発動向が一段落して、人口減少、少子高齢化を迎えた現在においては、公園の利用状況の変化が生じてくるものと考えております。

先ほど、適正化計画を策定していないというところですが、まずは将来動向を見据えた公園の見直しを行うための基準づくりというところから調査を行って、研究も必要であるのかなと、そのように感じております。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ありがとうございます。

本当に市民の誰もが行きやすい場所での公園配置というのが必要かなというふうに思います。

ご存じだと思いますけども、インクルーシブ公園というのを皆さん聞いたことがあるかなと思います。障がいがあってもなくても、みんなで一緒に遊べるよう工夫されている公園をインクルーシブ公園といいます。転倒してもけがをしにくいクッション性に優れた地面とか、車椅子のままでも利用や乗り移ることができる遊具、子どもを安心して遊ばせることができるこれからの公園の形として、今、注目を集めています。

年齢や性別、身体的な能力などを問わないユニバーサルデザインの遊具や施設が求められております。今こういう時代になってきて

おります。誰もがわくわくしながら自らの世界を大きく広げられるように、遊びの価値の高い環境をめざす時代になっております。SDGsの考え方に沿っているのかなと思います。誰ひとり取り残さない、取り残してはいけない時代かなと思います。公園もそうであると思います。いかがですか。お伺いたします。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）議員おただしのインクルーシブ公園というのは、障がいのある子どももない子どもも、大人も子どもみんなと一緒に遊べるよう、工夫して配慮がなされた公園と捉えております。

本市の公園においても、杉村やすらぎ広場や名古屋児童公園の一部においてクッション性のある地面を採用して、杉村やすらぎ広場においては健康遊具の導入も行うことで様々な世代の方が遊べるように工夫もしております。

引き続きより多くの人たちに利用していただけるようになっていけたらと考えております。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ありがとうございます。建設部長、ほんまに質問するたびに納得させられる答弁を頂いて、ありがとうございます。

ただ、公園というのは、先ほどからも申し上げておりますとおり、やっぱり歩いて、また、自転車で容易に行ける範囲にあることが理想的です。今、都市公園法の基準にはなっておりませんが、標準という意味では、街区公園は250m以内、近隣公園は500m以内、地区公園は1km以内の範囲にあることが望ましいというふうにされております。

こういうところを十分考慮していただいて、公園の適正配置に努めていただきたいというふうに思います。よろしく願いしたいと

思います。

そこで、地方自治法の第244条にあるんですけども、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設を地方公共団体は設けるものとする。また、地方公共団体は正当な理由がない限り住民が公の施設を利用することを拒んではならない、また、普通地方公共団体は住民が公の施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならないというふうな条文がございます。

公共施設におけるサービスの提供というのは、利用機会の平等性、それから受益者負担の公平性というのが求められるのかなと思います。身近な地域の活動拠点の過不足や全市的な利用を図る施設の存在をはじめ、道路や公共交通等の交通利便性など総合的な観点から、施設配置のバランスを検証していただく必要があるかなと思います。

利用頻度が低い、市民からも納得が得られるような公平で適正なというふうなことが求められているのかなというふうに思います。公園空白地区がなくなるように取り組んでいただきたいというふうに思いますけども、建設部長、どうでしょうか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）壇上で答弁の中でも申し上げましたとおり、都市公園法の施行令でも運用指針等でも、住民全てが同じような条件で利用できるようにということも指針として示されています。

全ての住民が同じようにサービスを受けられるよう平等性を確保し、公園等の空白地をできるだけなくすことが必要であるとは考えるところですが、一方で、安全安心な公園施設を提供するためには既存の施設の維持管理というのを適切に行っていく必要があって、現状、橋本市のところの公園の管理に要する経費というところでも、年間1億円余りもか

かっておるといのが実情でございます。

それらも踏まえまして、公園の新設とか配置については、必要性や優先度などを十分考慮して進める必要があると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）ありがとうございます。

最後に一つ質問して終わらせていただきたいと思います。

やはり同じ市民である限り、利用機会の平等性というのがまずは一番かなというふうに思います。そこで、やはり都市公園の役割として、地球温暖化の防止も、ヒートアイランド現象の緩和も、生物多様性の保全も、良好な都市環境の提供も、いろんな役割があるというふうに思います。

先ほど、山田地区であるとか河南地区であるとか隅田地区であるとかというふうに言いましたけども、その地域に関係なく、やはり適正配置というのをお願いしたいなと思います。

私、山田地区に住んでいますので、山田地区だけを指して言いますと、私であれば、やっちゃん広場の上の段の駐車場、あそこなんか子育て環境の改善、また、市内農産物の直売所への経済効果、こういうことも期待できる場所かなというふうに思います。

公園空白地区の解消のために、そういうところに公園を配置するというふうなことも必要なかなというふうに思いますけども、最後に質問させていただいて、よろしく願います。

○議長（小林 弘君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）南出議員の質問にお答えをいたします。

先ほど建設部長が言いましたとおり、現在、管理費が1億円かかっています。さらに広げ

ていくにしては、やっぱりスクラップ・アンド・ビルドをせんと、やっぱり適正、もう一度、再整備計画等をつくった中で進めていくことがベストかなと。

今、杉村公園も整備しましたが、駐車場がないという現実を抱えています。そうなる、今、車で来る人が多い中で、やはり駐車場の整備となると、例えば、言われたやっちゃん広場の上のところに公園を造って、じゃ、駐車場をどこにすんのよという問題も必ず出てきます。そうするとまた交通渋滞とか様々な問題が出てくると思います。

それを解消しない限り、あそこはあくまで商業施設ですので、やっちゃんの営業の邪魔になってはいけませんので、その辺もよく、その地区の条件もよく見た上でやっていく必要があるのかなと。

やはり、もう公園が古くなってきました。どこを整備してどこをやめるかというようなことを選択肢も進めていく必要もあると思います。

確かに、都市公園法は理想で、いいことばっかり書いていますけど、でも、現実を考えたときに、じゃ、それだけの費用を国が出してくれるのかという、そんなことはない、市で整備をしていくとなると、本当に今の時代、やはり駐車場が公園というのは絶対条件になってくると思いますし、今、橋本市の問題は、新しい住宅を造ったところの公園の箇所は、たしか紀見ヶ丘でも五つぐらいあったと思います。既にあんまり使われていない、もうその地域に子どもがいなくなっているという、そういう公園もありますし、じゃ、その公園をどうしていくのかという。

やっぱり、ゼロから造るのは簡単なんですけど、あるものをなくしていきながら新しいものを造らないと、コストがかかって仕方がないし、そんな状況で果たしてどこまで管理

できるのかという問題もあろうかと思えます。

向副にしても、あそこは水害がある地域ですし、そこへ木を植えることを国交省が認めてくれるのか、南馬場も公園もありましたけど、今もう整備もしていなくて、グラウンドだけになっています。

いろんなその地域の条件を見ながら、新しい公園を造るときにどこかを廃止するような。ちびっこ広場なんかはもう、うちでも子どもが2人ぐらいしかいてないんで、ほとんど使われていないというふうな、そういういろんな現状がありますので、その辺をきちっと精査してやっていかないと、かなり管理費も増えてくるのかなというふうに思いますので、空白地域でどうしても要するというお話があれば、地域と相談をさせていただきながら、私どもの、こういうことですよというお話は地域とさせてもらう、地区の皆さんとやらせていただきたいと思いますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（小林 弘君）3番 南出君。

○3番（南出昌彦君）市長、ありがとうございます。私にとっては理想的な答弁を頂いたかなと思えます。

やはり整理するところは整理するということで、スクラップ・アンド・ビルドを十分検討していただいて、整理するところは整理していただいて、必要なところは必要なところで設置していただくということをぜひ当局のほうで検討いただいて、新しいまちづくりということで、公園を検討していただきたいと思えます。

これで質問を終わります。

○議長（小林 弘君）3番 南出君の一般質問は終わりました。

この際、3時20分まで休憩いたします。

（午後3時4分 休憩）
